

# 大和高田市中小企業資金融資制度

平成29年4月1日現在

制度名	目的	貸付対象	貸 付 条 件					
			種 類	使 途	融資限度額	融資期間	保証人及び担保	
特別融資	大和高田市 内の中小企 業者の金融 負担の軽減 と経営基盤 の強化を図 る。	・個人の場合、1年以上 本市の住民基本台帳に記 録されている住所を有し ていること。  ・法人の場合、1年以上 市内に住所を有し、かつ、 本市の市民税が課税 されていること。	設備資金	工場・店舗 の改装や増 改築及び機 械の購入等	1,500万円	7年以内 (6か月以 内の据置期 間を含む)	(個人申込) 原則不要	○融資受付場所 市と覚書を締結した金融機関等  ○保証料及び利子補給申請場所 大和高田市産業振興課  問い合わせ先 大和高田市産業振興課
			運転資金	事業上の 運転資金	1,000万円	5年以内 (6か月以 内の据置期 間を含む)		
小口融資		・同一事業を1年以上営 んでおり、今後もその事 業を継続して営むことが 確実であること。  ・市税を滞納していない こと。	設備資金	工場・店舗 の改装や増 改築及び機 械の購入等	500万円	7年以内 (6か月以 内の据置期 間を含む)	※ただし実質経 営者営業許可名 義人は連帯保証 人として必要	
			運転資金	事業上の 運転資金	500万円	5年以内 (6か月以 内の据置期 間を含む)		
創業支援融資		・市内で創業する具体的 な計画がある方。  ・市内で創業後、1年未 満の方。  ・市が定めた創業支援事 業計画にもとづく所定の セミナーを受講するこ と。	設備資金	工場・店舗 の改装や増 改築及び機 械の購入等	1,000万円	7年以内 (6か月以 内の据置期 間を含む)		
			運転資金	事業上の 運転資金	1,000万円	5年以内 (6か月以 内の据置期 間を含む)		

(備考)

- ★保証料補給・・・全額を市が負担
- ★利子補給・・・貸付利率の2分の1以内(年率1%を限度とする。)の金額を市が利用者に補給
- ★借り換え申し込み・・・融資残高が当初金額の1/2以下の場合となります。
- ★各融資制度の併用は不可